用 語 の 説 明

この手引きの中で使用する略称及び用語の意味は次のとおりです。

規則	保育士修学資金貸付事業規則
要綱	保育士修学資金貸付事業運営要綱
修学資金	特に表示しない場合は、保育士修学資金貸付事業規則に基づくもの
修学生	本修学資金の貸付を受けた方が、返還完了するかまたは返還債務の免除になるまでの呼称
中高年離職者	養成施設入学時に 45 歳以上で、離職して２年以内の者
法定代理人	修学生が未成年者である場合の親権者、または未成年後見人（複数名いる場合は、そのすべての方）
養成施設	法に基づいて保育士として必要な知識及び技能を習得させることを目的として、都道府県知事の指定を受けた学校
申込みのしおり	横浜市社会福祉協議会保育士修学資金申込みのしおり
申込書	保育士修学資金貸付申込書（様式第１号）
保育士業務	指定施設で行う児童の保護等の業務
指定施設	特に表示のない場合は、５頁に示す施設等のこと
所定の期間	保育士として５年。ただし、中高年離職者が保育士業務に従事した場合は３年。
引き続き従事	月と月の間をあけずに、指定施設において保育士業務に継続して従事していること
心身の故障	心身機能に著しい障害を受け、働くことを含む自立した社会生活が非常に困難であり、かつそれが概ね３年以上継続する状態のこと
横浜市社協	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
授業料減免	特に表示しないものは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に定める授業料等の減免措置のこと